

(別紙)

1 基本的な感染対策等について

- (1) 基本的な感染対策として、引き続き、「換気」、「人と人との距離の確保」、「3密の回避」、「手洗い、手指消毒等」の励行を推奨する。
- (2) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、感染予防対策や体調管理をより厳重にする。
- (3) マスクの着用について
 - マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、その着用は個人の判断に委ねることを基本とすること。
 - 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにすること。
 - 但し、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を求めることがあり得ること。
 - 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため等、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
 - ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバス^(※)に乗車する時

※概ね全員の着席が可能性であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- その他、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く場合は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用を推奨すること。
- 症状がある場合等の対応
症状（発熱、咳、息苦しさ、倦怠感など）がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を拡げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

2 体調不良者等の対応について（新型コロナウイルス感染症の場合）

- (1) 新型コロナウイルス感染症 陽性となった場合（自己検査等で陽性となった場合を含む）
外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、以下の対応を推奨する。

【外出を控えることを推奨する期間】

- 特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目^(※1)として5日間は外出を控える^(※2)、かつ
 - 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子をみる。症状が重い場合は、医師に相談する。
- (※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とする。
- (※2) この期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。

【周りの方への配慮】

- 発症日から10日間が経過するまでは、感染性を有するウイルス放出の可能性があることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。
- 発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

○ 教職員の出勤について

- ・ 上記「外出を控えることを推奨する期間」は、出勤を控えることを推奨する。

○ 学生の出席について

- ・ 学校保健安全法の規定により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」、出席停止とする。
- ・ 医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった場合も陽性と判断する。そのため、出席停止の取扱いに必ずしも医療機関からの診断書を必要としない。
- ・ 出席停止期間中の授業等（定期試験を含む）の取扱いについては、可能な限りの配慮を行うので、担当教員、教務担当窓口に相談すること。

(2) 上記(2-(1) 陽性となった場合)以外の場合

- ・ 体調不良となった場合、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、症状がある場合は登校または出勤を控えることを推奨する。
- ・ 復帰の目安は、症状が軽快（熱が下がり、痰や喉の痛みなどが軽快）するまでとする。

(3) 同居者が陽性となった場合の対応について

構成員の同居者が陽性となった場合でも構成員が外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、以下の対応を推奨する。

- 家族、同居されている方が陽性となった場合は、可能であれば部屋を分け、陽性となった方の世話はできるだけ限られた方が行うなどに注意する。
 - その上で、外出する場合は、陽性となった方の発症日を 0 日として、特に 5 日間は自身の体調に注意する。
 - 7 日目までは発症する可能性があるため、この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控えるなど配慮する。
- 症状が見られた場合は、陽性となった場合の対応を参考にする。

(4) その他

課外活動に関しては、学生団体内で同時期に複数名の感染者が発生した場合は、速やかに教育・学生支援部学生支援課活動支援係に報告する。

(連絡先)

教育・学生支援部学生支援課活動支援係

TEL：022-795-3983

E-mail：sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp

(参考資料)

参考 1「新型コロナウイルス感染症対策 体調不良者等対応フロー図（令和 5 年 6 月 6 日版）

参考 2「新型コロナウイルス感染症対策 対応 Q&A（令和 5 年 5 月 8 日版）

参考 3 チラシ（基本的な感染対策）